

国際会計基準審議会 御中  
(cc: リエゾン国会計基準設定主体)

2003年10月22日

IAS 第19号「従業員給付」統合プロジェクトに対するコメント

企業会計基準委員会(ASBJ)は、国際会計基準審議会(IASB)による統合プロジェクト - IAS 第19号「従業員給付」の改訂に関する日頃の努力に敬意を表する。当委員会の国際対応専門委員会は、IASBが進める当プロジェクトについて、リエゾン関係にある会計基準設定主体として検討を重ねているが、当プロジェクトで現在までに行われた暫定合意について以下の懸念を有している。IASBがこのような懸念について、プロジェクトの中で検討されることを希望する。

西川 郁生  
企業会計基準委員会 副委員長  
国際対応専門委員会 専門委員長

1. 我が国においては、1998年に、米国 FAS 第 87 号及び当時の IAS 第 19 号を考慮に入れ、我が国における包括的な退職給付会計基準を策定し、現在これを実際に運用している。本コメントは、我が国の退職給付会計基準の開発過程及び運用の局面における我々の経験に基づいて表明するものである。
2. 我々は、IASB の IAS 第 19 号「従業員給付」改訂プロジェクトにおいて、審議会が英国 FRS 第 17 号「退職給付」を参照し、制度資産及び制度負債の変動はすべてそれが発生した会計期間において認識するとの原則にたち、給付建制度について以下のような暫定合意が行われていると理解している。
  - (1) 保険数理上の差異について、いわゆる「回廊」アプローチを廃止し、差異はその発生した会計期間において直ちに認識する。
  - (2) 過去勤務債務は、権利の確定・未確定を問わず、その発生した会計期間において直ちに認識する。
  - (3) 制度資産からの実際の収益を、制度資産からの期待収益と保険数理上の差異に分解せず、その全額を、発生した会計期間において直ちに認識する。
3. 我が国を含め、主要国における現在の従業員給付に関する会計基準の中で、上記のような会計処理を要求している基準は存在していない。英国 FRS 第 17 号は、現時点で財務諸表本体での会計処理には適用されていない。我が国においては、基礎率等の計算基礎に重要な変動が生じた場合には、保険数理上の差異は平均残存勤務期間以内の一定期間内で定期的に処理することとしており、保険数理上の差異を直ちに認識しないとの考えは米国 FAS 第 87 号及び現行の IAS 第 19 号と一致している。
4. 現在の退職給付の会計基準は、多くの数理計算上の仮定に基づいて算定された予測給付債務を基礎としている。そのような不確実性を伴う測定値の変動を直ちに認識しない現行の処理は、将来収益予測のための損益情報の有用性の確保という観点から、これまで実務上一定の支持を得ているものと思われる。我々は、このような変動を直ちに認識することによって得られる情報が、財務諸表の利用者の意思決定のニーズに対し、より目的適合的であるかどうか疑問に思っている。
5. 我々は、審議会が本件に関する暫定合意を実際に公開草案として提案するにあたっては、この暫定合意が実務上どのような問題を解決し、財務諸表の利用者にとって財務情報の質をどのように高めるのかを慎重に検討する必要があると考える。特に、損益計算に与える影響が重要であることも考慮し、概念的検討だけでなく、実証研究の成果や関係者からの意見聴取を含めて、現実のニーズを把握し、十分な検討を行うべきである。我々は、この問題は直ち

に公開草案に進むのではなく、Discussion Paper の公表等により国際的に各方面からの十分なインプットを得て進めるべきであると考え。

6. 現行の IAS 第 19 号において保険数理上の差異を遅延認識することとした理由の一つは、退職給付債務を正確に測定することが可能であることは稀であり、貸借対照表及び損益計算書上の金額の大きな変動は債務の変動の忠実な表現ではなく、単に毎期の測定を行うにあたり将来の事象を正確に表現することができないことを反映しているにすぎない、ということである（IAS 第 19 号 BC37 項）。我が国の退職給付に係る会計基準においても、「数理計算上の差異には予測と実績の乖離のみならず、予測数値の修正も反映されることから各期に生じる差異を直ちに費用として計上することが退職給付に係る債務の状態を忠実に表現するとは言えない面がある」と同様の考えを採用している。
7. IASB は、退職給付に係る負債について、保険数理上の差異の即時認識を正当化するのに十分な信頼性をもって測定することが可能であるとしているが、現行の IAS 第 19 号が検討されたときから現在までに、退職給付債務の測定の信頼性が高まったと言えるような実務の変化はなく、保険数理上の差異の会計上の取扱いの大幅な変更について国際的なコンセンサスを得るのに十分な根拠があるとは言い難い。
8. 最後に、我々は、今回の暫定合意が IASB の収斂という目標から大きく後退することを懸念している。未だいずれの主要国においても適用されていない会計処理の採用を各国・地域に求めるには、相当の説得力が必要であると考えられるが、現時点ではその説得力が十分でないように感じられる。審議会が、各国・地域が納得して採用できるような基準を作成することを希望する。

以 上